

包括管理委託の導入に向けた検討調査等業務委託 仕様書(案)

1 件名

包括管理委託の導入に向けた検討調査等業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

3 目的

江戸川区においては、公共施設（インフラは含まない）における「包括管理委託」の導入に向けた検討を行っており、そのために維持管理業務の現況把握・整理を行い、保守点検や修繕工事等の仕様を精査し、事業スキーム（「包括管理委託」の対象候補施設、業務内容・範囲や契約のあり方等）を構築し、事業効果の検証を行う必要がある。

本業務は、民間事業者の専門的な知見を活用しつつ、「包括管理委託」導入に向けた調査・検討を行い、区としての導入方針を決定することを目的とする。

4 業務内容

本業務は、次に掲げる内容を基本とする。

ただし、受託者を決定する過程で実施するプロポーザルにおいて特定した受託候補者から企画提案された内容を基に、本業務内容を調整して決定するものとする。

(1) 庁内現況調査の支援、調査結果の分析

(2) 「包括管理委託」の事業スキーム案の検討

※以下の①～④の内容について、それぞれ検討における方向性、受託者として支援できる内容等を具体的に記載すること

① 対象施設及び対象業務・範囲

② 区内事業者の活用方法

③ 契約形態（官民の役割分担、リスク分担、緊急時対応等）

④ 導入後のモニタリング体制、評価手法等

(3) サウンディング調査（民間意向の把握）の支援、調査結果の分析

(4) 「包括管理委託」の事業効果（VFM）の検証

(5) 「包括管理委託」の受託事業者選定に向けた支援

(6) 区内事業者・庁内関係者への説明会、ヒアリング等の支援

5 打合せ及び報告

(1) 区との打ち合わせを、区指定の場所（オンライン含む）・頻度において行う。

(2) 受託者において、本業務にかかる調査結果、分析評価等の報告資料及び事業者公募資料案を作成する。

6 成果品

本業務において作成した以下の資料については、いずれも電子データで提出する。

- ・業務報告書
- ・事業者公募資料案
- ・打合せ記録簿

※電子データはPDF形式及びWord、Excel、PowerPoint等の編集可能なデータ形式どちらも提出すること。

7 実施体制

受託者は業務を受託した場合には、提案書類により提案した実施体制により当該業務を履行する。

8 その他留意事項

(1) 再委託等の制限

受託者は、業務の全部を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、一部の業務については、事前に書面にて報告し、区の承諾を得たときは、この限りではない。その際、受託者は、当該第三者に対し、業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。

(2) 成果品の権利及び利用

- ①本業務において制作された成果物に係る著作権、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、全て区に帰属するものとする。ただし、成果物に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、別途権利処理について協議すること。
- ②本業務により得られる成果物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないものとする。
- ③受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ④その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(3) 損害賠償

受託者が業務の実施に伴い、受託者の責に帰すべき理由により、第三者に損害を及ぼした場合は受託者がその損害を賠償しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、江戸川区個人情報保護条例及び同施行規則を遵守するとともに、個人情報保護に関する特約条項の個人情報保護の規定を遵守しなければならない。

(6) 法令遵守

受託者は、業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

(7) 業務内容の疑義

その他、業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、区と協議を行い必要な措置を行う。
また、仕様書に定めのない事項等についても、区と協議のうえ、定める。